

## ● 所得税法等改正案（09年3月27日成立）抜粋

第104条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代（平成22年から平成31年までの期間をいう）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

（略）

3号三項 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決済において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面もあわせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。